

仕 様 書

1 件名

道の駅「くるくる なると」を核とした可能性調査検討業務

2 業務背景・目的

本市の総人口は、令和7（2025）年には52,540人となっており、平成7（1995）年の64,923人をピークに減少に転じている。本市では、人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能なまちづくりの実現に向け、「第三期鳴門市総合戦略」を策定し、若者が鳴門で住みたい・働きたいと思える魅力と産業の創出といった成長戦略を掲げている。

また、都市構造の観点では、都市計画マスタープランに定める通り、平成28（2016）年に「鳴門市四国のゲートウェイ推進プロジェクト事業計画」を策定し、交流人口の拡大をテーマとして、東西南北の”ゲート”を踏まえたまちづくりエリアを”オープンゲート構想”として指定している。

道の駅「くるくる なると」をはじめ、賑わいや活力を生み出す地方創生の拠点となるエリアについて、それぞれの地域特性を活かした新たな魅力の創出に取り組むことで持続可能なまちづくりの推進を図っている。

本事業は、道の駅「くるくる なると」を核に、周辺エリアを活用した賑わいや活力を生み出す地方創生に資する産業、交流及び滞在創出の拠点化を通じて、地域資源や都市構造・機能を活用した民間参入や地域内外のプレイヤーによる共創の取組を推進する中で、モノ・コトの開発、人材（ヒト）の育成、そしてビジネスの創出を支援する仕組みを創ることを目的とする。

3 契約予定期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 提案上限金額

16,000 千円

5 業務内容等

業務内容は下記のとおりとする。なお、業務内容については、様々な状況に応じて実施内容やスケジュールが変わることも予想されることから、あくまで現時点で想定する業務内容とし、変更する場合は、受託者と協議の上、決定することとする。

(1) 産業交流滞在創出拠点の在り方に係る事業

産業交流滞在創出拠点の整備に向けて、拠点の機能や必要となる敷地規模、事業スキーム等について調査・分析を行い、構想パイロットプランを作成する。

(2) 産業交流滞在創出拠点の有効活用と地域内波及・連携に係る事業

産業交流滞在創出拠点の形成に向けて、市内の事業者等が抱える課題や活動のニーズ等を掘り起こし、今後取り組むべき施策・事業について調査・分析を行う。

(3) 産業交流滞在創出拠点の形成に係る調査・検討事業

作成する構想パイロットプランをもとに、拠点整備に係る開発事業者などの関係事業者に対するヒアリングを実施する。

また、ヒアリング結果を踏まえ、公民連携によるプロジェクト組成に向けた検討を進めるとともに、事業の成立可能性についても検証を行う。

6 業務実施体制

受託者は、業務監督者及び業務担当者を持って、秩序正しい業務を行うとともに当該業務を実施するため、適正な人員を配置すること。

7 業務スケジュール

- ・ 契約締結後～2週間 業務実施計画の作成・承認
- ・ 契約締結後2週間～ 業務開始
- ・ 令和9年3月 最終報告を実施
- ・ 令和9年3月31日 成果物納入

8 納入成果物

(1) 調査結果報告書等

※調査報告書には以下の内容を含むこと。

- (ア) 調査概要 (イ) 分析方法と結果 (ウ) 課題の抽出
- (エ) 提案内容

A4版両面刷の電子データを記録したCD-R又はDVD-R 1枚

(2) 本業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等 一式

(3) 電子媒体の形式は Microsoft Office Word、Excel 又は PowerPoint、PDF のいずれかを使用するものとし、これら以外のアプリケーションを使用する場合は、事前に本市の承諾を得るものとする。

9 納入期限

必要となる資料の作成・提出については、その都度、本市の指示を受けること。全ての納入物を契約期間の終了日までに納品すること。

10 連絡調整等

- (1) 受託者は、作業の実施に当たっては、本市と連絡を密に取り、十分に協議すること。
また、疑義が生じた場合には、速やかに本市の指示を受けること。
- (2) 市議会への説明資料など、本市から追加指示（仕様書記載事項以外の事項が発生の場合）がある場合には、書面（電子メール含む）により行う。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。
- (3) 受託者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、本市と協議の上、その指示（書面（電子メール含む））に従うこと。
- (4) 前記(2)又は(3)の場合における追加の指示または業務等は、本仕様書の記載事項とみなす。
この場合において、新たに経費が発生する場合は、本市と受託者の間で協議の上、決定する。

11 支払条件

- 契約代金の支払いは、事業完了後に一括払いとする。
なお、上記以外の支払い方法については、本市と協議すること。

12 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権は、全て委託者に譲渡する。ただし、著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利は、本譲渡の対象外とする。
- (2) 第三者が権利を有している画像等を使用する場合には、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする。

13 業務上の留意事項

- (1) 業務において、受託者の責めに帰すべき理由により参加者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理及び解決しなければならない。また、その結果等について、速やかに書面により本市に報告すること。
- (2) 災害その他不可抗力等本市及び受託者の双方の責めに返すことが出来ない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議する。また、一定期間内に協議が整わない場合、本市は事前に書面での通知により契約を解除できる。
- (3) 本業務を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず本市と協議すること。

14 問い合わせ先

鳴門市未来戦略局未来デザイン総室

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地

TEL: 088-684-1285